

## 第425回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和6年2月22日（木）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 14人

1番 井上隆市委員                    ~~2番 江口勘四郎委員~~                    3番 尾形智代委員

4番 上妻一実委員                    6番 吉田敏恵委員

7番 黒田浩次委員                    8番 富田憲一委員                    9番 山川光照委員

10番 奈良崎洋一委員                11番 長沼健司委員                12番 松田陽一委員

13番 鈴木萬四郎委員                14番 後藤敏秀委員                15番 原田広幸委員

16番 木村辰也委員

出席推進委員 9人

平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、北澤徹推進委員、木村武志推進委員、中島伸一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍 聴 なし

4 欠席委員 2番 江口勘四郎委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第490回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第491回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程7 議 第5号 令和6年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について

日程8 議 第6号 農地賃借料情報（令和4年～令和5年分集計）の公表について

日程9 議 第7号 上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程10 承認第1号 上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて

日程11 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程12 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程13 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程14 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程15 報告第5号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

## 7 会議の概要

議長 (会長)	<p>定刻になりましたので、2月15日に告示になりました、第425回上山市農業委員会総会を開会します。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。</p>
議長	<p>日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和6年2月15日、上山市農業委員会告示第2号により、令和6年2月22日、第425回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。</p> <p>第2、出席告知について、令和6年2月16日付け農委第346号をもって、第425回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。</p> <p>第3、総会資料の配布について、第425回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。</p> <p>第4、総会出席委員数について、委員定数15人、現在出席委員14人となっております。なお、2番、江口勘四郎委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が9人出席しております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、3番、尾形智代委員、9番、山川光照委員を指名いたします。</p>
議長	<p>日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。4件の申請がございました。</p> <p>整理番号1について説明いたします。譲渡人は久保手在住の〇〇氏、無職、譲受人は久保手在住の〇〇氏、農業であります。久保手地内の畑3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細につ</p>

いては議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。1番、井上隆市委員。

井上委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。2月19日〇〇氏に会って話を聞いてきました。宅地の隣接にあり、これからリング栽培をしていきたいということです。現在〇〇氏は上山すもも部会に加入しており、農業をしておりますので問題ないように思いますがなご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は皆沢在住の〇〇氏、農業、譲受人は皆沢在住の〇〇氏、農業であります。皆沢地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、長沼健司委員。

長沼委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。2月21日に〇〇氏立ち合いのもと、現地で話を聞いてきました。〇〇氏は農業をされており、息子さんも就農して農業を行っております。この圃地は周りが〇〇氏の畑で全て囲まれている状態で、畑も家から徒歩2、3分で行くことが出来る距離だそうです。西洋なしを栽培しており、そのまま西洋なしを作る予定だそうです。許可相当と思われますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号2については原案のとおり許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲渡人は金谷在住の〇〇氏、農業、譲受人は金谷在住の〇〇氏、農業であります。金谷地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、鈴木萬四郎委員。

鈴木委員 整理番号3について、現地調査の結果を報告します。2月17日、〇〇氏に会い、現地を確認してきました。9月に許可申請を行い、許可された土地の隣の土地になります。〇〇氏は〇〇氏から5年ほど前に借地し、現在野菜を作っております。許可要件に該当しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号4について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>整理番号4について説明いたします。譲渡人は神奈川県大和市在住の〇〇氏、農業、譲受人は弁天二丁目在住の〇〇氏、団体職員であります。〇〇氏は新規権利取得希望者であり、朝日台二丁目地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、新規権利取得希望者については、農地専門委員会で聞き取りを行っておりますので、農地専門委員長より聞き取り結果について報告をお願いします。</p>
長沼委員長	<p>〇〇氏から聞き取りを行いましたので、結果を報告します。19日に〇〇氏に来てもらい、審査を行いました。この土地は、中古住宅を購入した際にわきに付いていた農地で、ここを購入することを決めたそうです。前に住んでいた方が、綺麗に家庭菜園をされており、〇〇氏も家庭菜園で野菜を育てたいそうです。これから農業の規模を拡大する予定はなく、あくまでも家庭菜園レベルにするそうです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続いて、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。1番、井上隆市委員。</p>
井上委員	<p>整理番号4について、現地調査の結果を報告します。2月19日、本</p>

人立ち合いものと、調査をしてきました。先ほど長沼農地専門委員長からもありました通り、住宅に付随した土地で、現在住んでいる方が畑をしており、〇〇氏も頑張るということでした。水は井戸があり、小屋も作業小屋として十分機能できるものでしたので許可相当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号4については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。譲渡人は三本松在住の〇〇氏、無職、譲受人は三本松在住の〇〇氏、農業であります。譲受人の自宅裏農地への既存侵入路が狭いため、三本松地内の畑1筆を新たな農業用通路として転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第490回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第490回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。5件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。譲受人は相生在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は横浜市在住の〇〇氏でございます。相生地内の畑3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2及び3については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2及び3について説明いたします。譲受人は藤吾在住の〇〇

氏、認定農業者、譲渡人は関根在住の〇〇氏及び〇〇氏でございます。関根地内の田7筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2及び3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号4及び5については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたしますが、私が関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退席し、同法第5条第5項の規定により、議長を会長職務代理者に代わります。

(木村会長 退席、 原田会長職務代理者 着席)

議長  
(職務代理) それでは、事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4及び5について説明いたします。譲受人は久保川在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は菖蒲在住の〇〇氏及び小笹在住の〇〇氏でございます。小笹及び原口地内の田2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長  
(職務代理) ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長  
(職務代理) 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号4及び5については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長  
(職務代理) ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

ここで、木村会長の着席を許可し、議長を会長に代わります。

(木村会長 着席)

議長 日程6、議第4号、第491回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第491回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。22件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。

整理番号1について説明いたします。借り人は藤吾に事務所を有する有限会社〇〇、貸し人は矢来四丁目在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。借り人は皆沢在住の〇〇氏、貸し人は山形市在住の〇〇氏であります。櫛下地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。借り人は相生在住の〇〇氏、貸し人は相生在住の〇〇氏であります。相生地内の畑2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号4から6については関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4から6について説明いたします。借り人は山形市に事務所

を有する社会福祉法人〇〇、貸し人は小穴在住の〇〇氏、〇〇氏及び長清水一丁目在住の〇〇氏であります。小穴地内の田畑6筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号4から6については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号7について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号7について説明いたします。借り人は宮脇在住の〇〇氏、貸し人は中生居在住の〇〇氏であります。中生居地内の田2筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

黒田委員 年間賃借料に斜線が引いてあるがどういうことか。

事務局 貸し借りの形態が使用貸借であり、無償での貸借のため賃借料が発生していないことから斜線を引いております。なおこの契約とは別に、自分たちで現物で、お米のやり取りをしていると聞いてはおります。

議長 他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号7については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長           ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号8について説明いたします。

事務局長       整理番号8について説明いたします。借り人は皆沢在住の〇〇氏、貸し人は榎下在住の〇〇氏であります。榎下地内の田2筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長           これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

黒田委員       この案件も整理番号7と同じく賃借料がないととらえて良いか。

事務局         そのようにとらえて頂いて大丈夫です。

議長           他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

議長           発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号8については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長           ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号9について説明いたします。事務局長。

事務局長       整理番号9について説明いたします。借り人は相生在住の〇〇氏、貸し人は関根在住の〇〇氏であります。関根地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長           これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号9については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号10及び11については関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号10及び11について説明いたします。借り人は山形市に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は金瓶在住の〇〇氏及び葉山在住の〇〇氏であります。金瓶地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号10及び11については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号12について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号12について説明いたします。借り人は権現堂在住の〇〇氏、貸し人は権現堂在住の〇〇氏であります。権現堂地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号12については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、議第5号、令和6年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について議題といたします。事務局長より提案理由の説明いたします。事務局長。

事務局長 議第5号、令和6年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について説明いたしますので、議案書の9ページをお開きください。

本標準表の作成にあたりましては、農業委員・農地利用最適化推進委員、認定農業者から意見の聞き取りを行い、その内容を踏まえて農政専門委員会を開催して検討いたしました。その結果、農業労働賃金の一般の部については、金額を1日当たり400円上げて7,600円、1時間当たり950円とし、オペレーターを1時間当たり10円上げて1,280円としました。また、果樹の部、ジベ処理を1時間当たり950円、一般果樹及び選別・箱詰を1日当たり7,600円とし、さくらんぼの収穫を1時間当たり990円、さくらんぼの雨よけテント張りを1,590円、ぶどうの雨よけテント張りを1時間1,320円、干柿作業を1時間当たり950円としました。ほかは昨年と同額であります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第5号、令和6年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長 日程8、議第6号、農地賃借料情報の公表について議題といたします。

事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長

議第6号、農地賃借料情報の公表について説明いたしますので、議案書の10ページをお開きください。

農地賃借料情報の公表については、農地法第52条に基づき、農地の賃借契約の参考情報として提供するものであります。農地法第3条及び農用地利用集積計画の賃借料をもとに計算した10aあたりの賃借料を公表するものでありますが、対象データが少ないため、令和4年1月から令和5年12月までの2か年分を集計しております。昨年、土地の区分を変えた方がよいのではないかというご意見がありましたので、今年は共済の水稲作付平均単収を参考にした上で、例年くらいの区分となるよう区切りを決め、その後特出した土地の区分変更を行っております。また、本年より収穫量の記載をなくしております。なお、中間管理機構による取扱い分については、平均ではなく、標準の10aあたり10,000円で、表記することにしております。なお、水田の区分3及び畑については、対象件数が少ないため表示しておりません。以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。議第6号、農地賃借料情報の公表については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長

日程9、議第7号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長

議第7号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたしますので、別冊議第7号をご覧ください。

本案件は、建築資材の販売等を営んでいる企業において、現在の駐車場用地の返却に伴い駐車場を整備するものであり、隣接地に整備するこ

とが合理的であるため、やむを得ないと認められるとするものであります。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり市長に意見を送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり市長に意見を送付することに決しました。

議長 日程10、承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて説明いたしますので、議案書の11ページをお開きください。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務局職員の任免は農業委員会が行うこととなっておりますが、令和6年4月1日付けの事務局職員の任免の取扱いについて、会長に委任をいただきたいというものでございます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについては、会長に委任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり承認されました。

議長	<p>日程 1 1、報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の 1 2 ページをお開きください。1 件の届出がございました。</p> <p>整理番号 1 について説明いたします。譲渡人は、金瓶在住の〇〇氏、無職、譲受人は天童市在住の〇〇氏、無職です。金瓶地内の畑 1 筆について、集合住宅を建築するため所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>発言なしと認めます。</p>
議長	<p>日程 1 2、報告第 2 号、農地法第 1 8 条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>報告第 2 号、農地法第 1 8 条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の 1 3 ページをお開きください。5 件の届出がございました。</p> <p>整理番号 1 について説明いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、借り人は山形市在住の〇〇氏であります。石曾根及び阿弥陀地地内の田 9 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について説明いたします。事務局長。</p>

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は久保手在住の〇〇氏、借り人は久保手在住の〇〇氏であります。久保手地内の田3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。貸し人は皆沢在住の〇〇氏、借り人は金生西一丁目在住の〇〇氏であります。皆沢地内の畑2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号4について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、及び最上郡鮭川村在住の〇〇氏、借り人は山形市在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号5について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明いたします。貸し人は横浜市在住の〇〇氏、

借り人は相生在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第490回農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、相生地内の田3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 　　ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

長沼委員 　　解約後報告第2号全体に関してですが、整理番号5の場合は、〇〇氏が購入することで合意解約となっているが、他に関して解約後どうなるか、誰が耕作するのか分かっているのか伺いたい。

事務局 　　整理番号1から順に説明します。整理番号1についてはかなり大きな面積の解約になりますが、借り人の〇〇氏が体調を崩されたことで借りていた土地すべての解約になっています。解約後、今年作る方に関しては〇〇氏と〇〇氏がそれぞれ分担して作ると聞いております。こちらの貸し借りは来月以降になりますが、農地中間管理機構を通した貸し借りで議案として上がってくる予定です。

整理番号2に関してですが、こちらは解約後〇〇氏が作ると確認しております。

整理番号3については、こちらはまだ借りる方が決まっていない状況でして、漆山地域連携推進員の方で作ってくれる方がいないか探している状態です。

整理番号4については、こちらはまだ決まっていない状態で、後藤委員と漆山地域連携推進員で当たっていただいている状況です。

長沼委員 　　合意解約後所有権の移転は案件に上がるので分かるが、それ以外の案件は詳細が分からないので、個人情報等あるが出せる範囲でどのような理由で解約されたかなど教えて頂けたらありがたい。

事務局長 　　検討しながら、提供できる場合は提供しますのでご理解頂ければと思います。

議長 　　個人的な意見ですが、個人情報とあったが、農業委員会の総会の内容なので誰に託すか等予定は話してもいいと思うが、その辺りは農業委員会と局長と話したうえで検討させていただきます。

そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程13、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の15ページをお開きください。12件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1、2、4、8及び9については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程14、報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の17ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は小穴在住の〇〇氏で、両者は義理の親子であります。先ほど議決いただきました、第491回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、小穴地内の田3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長	<p>日程15、報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の18ページをお開きください。2件の申請がございました。</p> <p>整理番号1について説明いたします。申請人は山形市在住の〇〇氏であります。朝日台一丁目地内の畑1筆について申請があったものです。平成16年に転用届出を提出し、コンビニエンスストアの駐車場として利用してきましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>整理番号2について説明いたします。申請人は金谷在住の〇〇氏であります。金谷地内の畑1筆について申請があったものです。昭和53年から作業小屋を建築し、宅地として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。なお、現在作業小屋は取り壊されています。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>発言なしと認めます。</p> <p>最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものに</p>

については、議長に委任することに決しました。  
以上をもって、本総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時27分)

議事録署名委員

議事録署名委員